

# 平成 29 年度第 3 回開成町課長会議

日時 平成 29 年 6 月 9 日（金）午前 9 時  
場所 開成町民センター中会議室 B  
進行 保健福祉部長

## 1. 町 長

## 2. 行事予定について（裏面のとおり）

## 3. 平成 29 年度開成町防災訓練について（環境防災課）

### その他

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 企画政策課   | あしがら地域創生連携推進協議会の取り組みについて    |
| 総務課     | 平成29年度夏季休暇の取り扱いについて         |
| 自治活動応援課 | 平成29年度町民活動応援事業の審査結果について     |
| 環境防災課   | 平成29年度酒匂川統一美化キャンペーン実施報告について |
| 保険健康課   | 開成町母子健康包括支援センターの愛称決定について    |
| 街づくり推進課 | 開成町手数料徴収条例の改正について           |
| 教育総務課   | 平成29年度子ども居場所づくり推進事業について     |

## 4. 副町長

|                 |
|-----------------|
| 課 長 会 議 資 料     |
| 平成 29 年 6 月 9 日 |
| 町民サービス部環境防災課    |

## 平成 29 年度開成町防災訓練大綱

### 1. 目 的

地域防災計画の円滑な運用を図るとともに、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害からの教訓を踏まえて、防災対応における諸問題の把握・解決を図るため、次の目的に沿った訓練を実施する。

- (1) 町、自主防災会、防災関係機関等の円滑な災害応急対策の推進を図る。
- (2) 町、自主防災会、防災関係機関等の災害時における役割分担を確認するとともに、相互の連携協力体制の充実・強化を図る。
- (3) 町民の防災意識の高揚及び減災への備えの向上を図る。
- (4) 地震などの災害発生に備えた地域ぐるみの訓練を実施する。
- (5) 地域防災計画における、災害時の初動期における各課の役割及び分担業務について検証する。

### 2. 実施方針

開成町に多大な影響を与えると想定される地震には、神奈川県西部地震、東海地震、都心南部直下地震、南海トラフ巨大地震の地震があり、いずれも地震発生 of 切迫性が指摘されている。この訓練は、町、住民（自主防災会）、防災関係機関、園・学校、事業所等が相互に連携し、地震災害が発生した場合の初動応急対策を中心とする『発災対応型訓練』を実施する。

#### <キーワード>

『減災』に向けた地域防災力向上のため、次の点を強調し訓練を実施する。

#### ◎「自助」－自分の身は自分で守る

いっせい防災行動訓練（かながわシェイクアウト訓練の参加）

#### ◎「共助」－みんなの町はみんなで守る

各自主防災会における防災訓練

#### ◎「連携」－様々な主体との連携

町、自主防災会、消防団、小田原市消防本部、神奈川県、事業所等関係機関との連携

### 3. 日 時

平成 29 年 9 月 3 日（日） 8：00～11：00（小雨決行、大雨中止）

※中止の場合は防災行政無線で放送する。（7：00）

※ J－ALERT による緊急地震速報を使用する。（7：59）

### 4. 訓練想定

9 月 3 日（日） 8：00、相模湾を震源とする大規模な地震が発生した。

（※マグニチュード 6.7、開成町の震度 6 弱、＝神奈川県西部地震相当）

※この地震により多くの家屋の倒壊等が発生し、負傷者も多数出た模様である。また、電気、ガス、水道、通信の各施設にも大きな被害が発生し、交通機関はまひ状態に陥った。町、防災関係機関、自主防災組織等は、災害応急対策に万全を期することになった。

## 5. 実施機関（予定）

- （１）主 催：開成町、各地区自主防災会、開成町消防団  
（２）協力機関：松田警察署、小田原市消防本部、開成町交通指導隊、開成町社会福祉協議会、開成小学校、開成南小学校、文命中学校、足柄建設業協会松田支部、町内事業所、開成町赤十字奉仕団、自衛隊 等  
・今年度も文命中学校の全校生徒が各自主防災会の訓練に参加。

## 6. 訓練場所

- （１）町災害対策本部訓練：開成町民センター 3 階大会議室  
（２）各地区自主防災会訓練：各地区防災訓練会場

## 7. 参加予定人員

約 4, 6 5 0 人（平成 2 8 年度実績 4, 6 1 1 人）

## 8. 訓練内容

### （１）いっせい防災行動訓練（かながわシェイクアウト訓練の一環）＜自助＞

平成 2 9 年 9 月 1 日（金）午前 1 1 時に、神奈川県下一斉にそれぞれの場所で、1 分間の安全行動訓練を実施する。

開成町では、町防災訓練の初動行動として、9 月 3 日（日）午前 8 時の地震発生直後の 1 分間に実施する。

#### ＜実施例＞

8 時の地震発生の場合に合わせ、住民等が一斉に自宅等それぞれの場所で、「①ドロップ：姿勢を低く！②カバー：頭を守って！③ホールド・オン：揺れがおさまるまでじっとして！」等の安全行動を行う。

### （２）住民参加型訓練＜自助、共助＞

「自分の身は、自分で守る。みんなの町はみんなで守る」との観点から、自主防災意識の徹底、連帯意識の醸成等が図られるよう、「見る」ではなく「体験する」、自ら行うことを主体とした訓練を実施する。（住民一人一人が『自助』の意識で行う。）

各地区自主防災会が自主的な訓練計画により実施する。（共助）

### ①人・家庭・地域での訓練 ＜自助＞

#### ＜実施例＞

- 火の元の確認・電気のブレーカーを遮断・戸締りの確認等
- 非常持出品の確認・持参
- 隣近所の人と集団で地域避難所へ避難

### ②自主防災会での訓練 ＜共助＞

#### ○各自主防災会での安否確認

全自主防災会が地域の実情に即した安否確認を実施する。

#### ○広域避難所運営訓練（下島、パレット）

開成南小学校をモデル会場に、町防災安全専門員が講師となり、自主防災会（下島・パレット）、町（税務窓口班、教育班）と連携を図り、実践的な広域避難所運営訓練を実施する。

・訓練内容

広域避難所運営訓練（避難者名簿作成、避難場所への誘導、連絡調整会議の開催、食糧物資の配布、マンホールトイレ設営等）

○各自主防災会の訓練に文命中学校の全校生徒が参加

○全自主防災会と消防団による連携訓練

<実施例>

- 災害時要援護者への対応訓練（安否確認・避難誘導等）
- 地域避難所運営訓練
- 広域避難所への避難誘導訓練
- 広域避難所運営訓練
- 無線・伝令等による災害対策本部との情報収集・伝達訓練<町連携>
- 消火器・消火栓・バケツリレー等による消火訓練<消防団連携>
- AEDによる心肺蘇生訓練、三角巾等による応急救護訓練<町、消防等連携>
- 各自主防災会場への応急給水訓練<町・事業所等連携>

（３）町災害対策本部及び関係機関訓練（公助）

大規模災害が発生した場合、地域防災計画に基づき、迅速かつ円滑に災害対策の中心となる災害対策本部の設置し、災害対策本部の意思決定を遂行するため、職員各々の役割に基づく行動が必要になることから、自主防災会、防災関係機関や町内事業所等と連携を取り、次の訓練を実施する。

① 初動体制の早期確立等訓練

緊急参集等による災害対策要員の確保と指揮命令系統を明確にした体制の早期確立のための訓練を実施する。

② 初動期の情報収集・受伝達訓練

災害対策の初動期における情報収集・伝達訓練を実施する。

- ・TVK文字放送、緊急速報メール（エリアメール）、安心メール
- ・防災行政無線音声応答装置による放送内容の確認

③ 所管業務訓練（各課応急対策訓練）

・各課（班）ごと、災害時の初動期応急対策における訓練を実施する。

・各課（班）ごと、災害時の初動期における各課分担業務の対応優先順位及び応急対策に必要な人員についての検証を行い、訓練実施計画を作成する。

<実施例>

- 情報収集・伝達訓練 <自主防災会等連携>
- 応急給水訓練 <自主防災会、事業所等連携>
- 町施設被害状況調査訓練

④ 広域避難所開設訓練 <連携>

開成南小学校をモデル会場に、町防災安全専門員が講師となり、自主防災会（下島・パレット）、町（税務窓口班、教育班）と連携を図り、実践的な避難所開設訓練を実施する。

⑤ 神奈川県職員（市町村連絡員）の災害対策本部への派遣 <連携>

大規模災害発生時に神奈川県が派遣する市町村連絡員を受け入れ神奈川県との連携を行う。

⑥ 災害時要援護者拠点施設及び福祉避難所運営訓練 <連携>

災害時要援護者拠点施設である福祉会館においてモデル地区に選定した自主防災会及び当事者団体の協力を得ての運営訓練、福祉避難所との連携訓練などを実施する。

⑦ 事業所・学校等との連携訓練 <連携>

開成町防災訓練（９月３日）当日に、町内事業所に対し、従業員、来客、入居者等の安全確保のため、シェイクアウト訓練、安否確認訓練、情報受伝達訓練、避難誘導訓練、災害時の協定に基づく対応訓練等、実現可能な連携訓練の実施を依頼する。

<実施期間>

開成町防災訓練実施日の９月３日（日）を基本に、実施日が日曜日であることも考慮して、各事業所への実施期間は、防災週間である８月３０日（水）～９月４日（月）の間での訓練依頼を行う。

<実施例>

●町内企業・事業所によるシェイクアウト訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、避難誘導訓練、帰宅困難者対策訓練

●スーパー、コンビニによる避難誘導訓練、災害協定対応訓練

●町内福祉施設等の安否確認訓練、避難誘導訓練など

●浸水災害発生時一時避難所協定事業所への近隣住民の避難訓練

●自主防災会、町と協力し、飲料水等供給協定を締結した応急給水訓練

●災害時における協定に基づく対応訓練

生活必需物資の調達、要援護者の移送、災害廃棄物災害収集の協定等

⑧ 自衛隊派遣要請に基づく給食訓練等の連携訓練 <連携>

開成南小学校の広域避難所において、自衛隊派遣要請に基づく給食訓練等の連携訓練を実施する。

# あしがら地域創生連携推進協議会(足柄上郡副町長会議)の取組み

## 広域ビジョンの策定

2040年のあしがら地域の理想像(あるべき姿)を足柄上郡5町で共有するため、「あしがら」としての指針・ポリシーを整理し、(仮称)あしがら地域広域ビジョンを策定する。

(ビジョンの主たる目的)

- 超少子高齢社会に対応するための連携ネットワークづくり

(検討方法)

- ①既往計画の整理
- ②都市構造分析

- ・将来の人口動向分析
- ・都市機能等の現状整理
- ・都市構造上の課題抽出

※足柄上郡5町が一つの自治体であるとの  
仮定条件のもとで、エリアごとの強み・弱みを  
分析し、相互に補完するための連携ネット  
ワークづくりを検討

- ③広域ビジョンの検討・立案

(検討体制)

- 幹事会(企画ワーキング)において検討
- ※企画ワーキングに若手職員(各町3名)による  
研究グループを組織し、2040年のあしがら地  
域の理想像の提案をとりまとめる。

(スケジュール等)

- 上半期中に骨子案を作成
  - 年度中に広域ビジョン(案)を作成
- 足柄上郡町村会定例町村長会議等に諮る。

## 新たな広域連携事業の構築

広域的な課題の解決に向けた取組み、地  
域活性化のために連携して取り組む事業  
について協議する。

(検討方法)

- ①政策的発展のための広域連携の検討
- ②事務の効率化のための広域連携の検討

(検討体制)

- ワーキンググループにおいて検討

(各WGの主な検討事項)

- ①企画WG  
定住促進・公共交通
- ②総務・財務WG  
共同調達
- ③防災安全WG  
広域防災
- ④町民・税務WG  
窓口業務の標準化、滞納整理の広域化
- ⑤子育て支援WG  
病児・病後児保育等
- ⑥都市整備WG  
広域道路網
- ⑦上下水道WG  
水道事業の広域化
- ⑧産業観光WG  
しごとづくり、広域観光

## 2市協議への対応策の検討

2市が合併した場合の広域行政への影響  
について検証し、対応策について検討  
する。

(検討方法)

- ①2市協議の協議内容を踏まえ、5町への  
影響を検証
- ②5町の選択肢について、パターンごとにメ  
リット・デメリットを整理する。

(検討体制)

- ワーキンググループにおいて検討

(各WGの主な検討事項)

- ①総務・財務WG<sup>(再掲)</sup>  
共有林野等に係る一部事務組合
- ②環境WG  
足柄上衛生組合(し尿処理)  
あしがら上地区ごみ処理広域化
- ③保健福祉WG  
足柄上衛生組合(介護認定審査会)  
足柄上衛生組合(休日急患診療所)  
障害支援区分認定審査会
- ④教育WG  
教科書採択

平成 29 年 6 月 9 日  
課 長 会 議 資 料  
行政推進部総務課

平成 29 年 6 月 9 日

職 員 各 位

行政推進部総務課長

平成 29 年度における夏季休暇の取扱いについて（通知）

平成 29 年度の職員の夏季休暇の取扱いについては、次のとおりとしますので、職務に支障のないようあらかじめ調整のうえ、確実な取得をお願いいたします。

なお、総労働時間の短縮による心身のリフレッシュ等のために夏季休暇に併せた年次休暇の計画的な取得が図られるよう配慮をお願いいたします。

また、各所属長におかれましては、業務の適切な進行管理と、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努め、所属職員の夏季休暇と年次休暇の計画的、かつ、連続した取得について、より一層の配慮をお願いいたします。

〔夏季休暇の日数〕

7 月 1 日から 9 月 30 日までの間の 5 日間とします。

※心身のリフレッシュのために、連続での取得に努めてください。

〔再任用短時間勤務職員の夏季休暇の日数〕

5 日（職員の夏季休暇日数）に 1 週間の勤務日の日数を 5 日（職員の 1 週間の勤務日数）で除して得た数を乗じて得た日数とします。

|                 |     |     |     |     |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| 1 週 間 の 勤 務 日 数 | 4 日 | 3 日 | 2 日 | 1 日 |
| 夏 季 休 暇 の 日 数   | 4 日 | 3 日 | 2 日 | 1 日 |

〔夏季休暇の取得単位〕

夏季休暇の取得単位については、原則 1 日単位としますが、やむを得ない場合は、2 日間分については、半日単位での取得も可とします。

（事務担当は、総務担当）

|              |
|--------------|
| 平成29年6月9日(金) |
| 課長会議資料       |
| 自治活動応援課      |

平成29年度 開成町民活動応援事業審査会結果(交付団体一覧)

(単位:円)

| No | 団 体 名                 | 代表者名   | 事 業 名                      | 事 業 概 要                                                                                             | 事業費総額   | 申 請 額   | 備考      | 結果 |
|----|-----------------------|--------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|----|
| 1  | 手話サークル<br>かたつむり       | 池谷 早苗  | 手話言語理解促進事業                 | 講演会を開催し、手話言語の理解を深め福祉に対する意識の向上、障がい者とのコミュニケーションの活性化を図る。                                               | 56,000  | 50,000  | ステップアップ | 採択 |
| 2  | 開成恋活運動部               | 小泉 恭子  | かいせい恋活事業                   | 町民同士が交流できるイベントや街コンの開催を通じて、開成町内で出会いの場を提供することで、人と人とのつながりの創造や町の魅力の再発見をコンセプトとした地域活性化を図る。                | 350,000 | 100,000 | スタートアップ | 採択 |
| 3  | あしがら平野一円塾             | 露木 順一  | 開成・あしがら元気実践事業<br>StepUp2   | 開成を主とするあしがらを日本の誇れる地域とすべく、あじさいの里親活動の年間を通じた維持管理と町民との交流、地域環境を理解し、景観・環境やエネルギーの地域保全を進める。                 | 90,000  | 50,000  | ステップアップ | 採択 |
| 4  | 開成町の昔話を<br>伝える会       | 露木 実千代 | 開成町の昔話を保存し<br>伝える事業        | 昨年度作成した開成町に伝わる昔話をまとめた絵本を利用して、町民等に昔話を伝え広める活動として読み聞かせ等の事業を実施する。                                       | 57,000  | 50,000  | ステップアップ | 採択 |
| 5  | もりのにわ                 | 田中 早保  | 子どものための<br>「もりのにわ」プロジェクト事業 | 子どもたちの健全な育成のため、自然と触れ合う遊び場を整備・提供を目指す。今年度は、ワークショップ形式で活動場所づくりに取り組むとともに、遊び場としてのプレイベントを実施する。             | 224,000 | 100,000 | スタートアップ | 採択 |
| 6  | 円中戦争体験を<br>次世代に伝える会   | 井上 義幸  | 戦争体験を次世代に<br>伝える事業         | 昨年度、戦争体験記録集の制作及び体験学習会を開催し、戦争の悲惨さと平和・命の大切さを子や孫たち次世代に伝えたが、今年度も継続して史実を伝える活動を実践し、町全体への展開を進める。           | 50,000  | 50,000  | ステップアップ | 採択 |
| 7  | あじさいちゃんくらぶ            | 武藤 一美  | あじさいちゃんを通じた<br>町の魅力発信事業    | 開成町公式マスコットキャラクターである「あじさいちゃん」を通じて町の魅力発信するため、テーマソングを作成し普及活動することにより、子どもから大人まで多くの人に開成町への愛着や親しみの感情を醸成する。 | 100,000 | 100,000 | スタートアップ | 採択 |
| 8  | 防災について勉強する会<br>「たんぽぽ」 | 荻野 昌子  | 女性の視点による<br>防災意識普及事業       | 女性の視点から防災を考え、親子で読む防災について勉強できる冊子を作成し、女性の防災意識高揚を図り、自助力の向上から地域防災の強化を推進する。                              | 50,000  | 50,000  | ステップアップ | 採択 |

977,000

550,000

# 酒匂川美化キャンペーン参加者

| 団体           |        | 大人 | 子供 | 計   |       |
|--------------|--------|----|----|-----|-------|
| 子ども会         | 岡野・金井島 | 7  | 12 | 19  |       |
|              | 上延沢    | 11 | 20 | 31  |       |
|              | 下延沢    | 5  | 11 | 16  |       |
|              | 円中     | 3  | 7  | 10  |       |
|              | 宮台     | 3  | 13 | 16  |       |
|              | 牛島     | 3  | 21 | 24  |       |
|              | 上島     |    |    | 0   |       |
|              | 河原町    | 17 | 18 | 35  |       |
|              | 榎本     | 10 | 16 | 26  |       |
|              | 中家村    | 17 | 29 | 46  |       |
|              | 下島     | 16 | 20 | 36  | 子ども会計 |
|              | パレット   | 4  | 6  | 10  | うち子供  |
|              |        |    |    | 269 | 173   |
| 安全サポーター      |        | 11 |    | 11  |       |
| 酒匂川漁業組合      |        | 2  |    | 2   |       |
| さがみ信金        |        | 18 |    | 18  |       |
| 松田ライオンズクラブ   |        |    |    | 0   |       |
| 開成町共済会(町職員)  |        | 25 |    | 25  |       |
| 県西地域県政総合センター |        | 1  |    | 1   |       |
| 一般           |        | 2  |    | 2   |       |
| 町子連本部        |        | 2  |    | 2   |       |
| 青少年指導員連絡会    |        | 10 |    | 10  |       |
| 美化委員会        |        | 10 |    | 10  | 団体計   |
|              |        | 81 | 計  | 350 | 81    |

集合場所

- ①
- ①
- ②
- ②
- ③
- ③
- ②
- ②
- ②
- ②
- ③
- ③
- ③
- ③
- ②
- ②
- ②
- ②
- ②
- ②

## ごみ集計

燃えるごみ 約175kg (ごみ袋大(45ℓ)35袋 1袋5kg ※H28は1袋20kgで計算していたため、収集量が昨年に比べ激減している。

### もえないごみ

大コンテナ(カンも含む) 1箱 70kg 1箱70kg  
 タイヤ 3本 15kg 1個5kg  
 ボーリング玉 1個 5kg  
 バッテリー 1個 8kg

計 約273kg

## 平成29年度酒匂川統一美化キャンペーン実施報告

1. 実施日                      平成29年5月14日（日）  
                                午前9時から      （おおよそ1時間程度）
2. 実施場所                  酒匂川沿岸・サイクリングコース周辺および開成駅周辺
3. 参加人数                  350人（別紙）      （H28 389人）
4. 参加団体・機関  
    開成町子ども会育成会連絡協議会・開成町環境美化推進協議会・開成町青少年指導員連絡協議会・さがみ信用金庫・神奈川県・安全サポーター・酒匂川漁業協同組合・開成町職員共済会
5. ごみの量                  約273kg      （H28 約620kg）
6. その他  
    ・昨年度より放置ごみの量が減り、参加者からもごみが減ってきたと声もあった。  
    ・参加者数は、上島とパレット（昨年まで下島と合同）が子ども部となり、活動縮小したため減少となった。  
    ・日程について、自治活動応援課と事前調整し自治会対抗ソフトボール大会と同日の開催であったが、キャンペーン参加のため大会を欠席した自治会（榎本）があったとのこと。文命中学校の体育祭予備日等も考慮し、来年度も実施日を各課等と要調整。  
    ・参加賞については、県より提供のシャープペン 150本と不足分をアスクルで購入（70本）。合計 220本用意した。  
    ・①地点の清掃を行なっている子ども会は朝の8時半から清掃を行なっており、集積所には9時過ぎに到着するため、早めに準備・待機する。  
    ・集積所の分別作業に時間がかかるため、10時作業終了とするには9時45分頃に集積所へ来てもらうよう次回から説明する。  
    ・例年、町子連の総会にてキャンペーンの参加依頼を実施しているが、上島とパレットの子ども部は町子連に加入していないため、別で周知が必要。  
    ・例年、実施有無の放送を7：40に行っているが、8：00頃でもよいのではないか。来年度の検討とする。

## 当日写真

### ① 地点



### ② 地点



### ③地点



### ごみ



妊娠

出産

子育て

を切れ目なく応援します♪

開成町母子健康包括支援センター



ひだまり



ほっとできる、あたたかく見守るような支援を行います。  
気になることがあるときや困ったときは、ご相談ください。

例えば…

- ❖ はじめての妊娠で不安…。つわりもひどい…。栄養面が心配です。
- ❖ 赤ちゃんが泣き止まなくて、私も泣きたくなってきた。どうしたらいいの？
- ❖ イヤイヤ期が激しくて、イライラする。誰か話を聞いて！
- ❖ ママたちが集まれる場所を教えてください



事業内容 妊娠期からの健康に関すること

育児不安や子育てに関する相談や情報提供

相談は保健師・助産師など 専門スタッフが行います

場 所 開成町延沢 773 保健センター内(町民センター1 階)

時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日を除く)

電話・家庭訪問・面談・メール

TEL 0465-84-0327



妊娠

出産 子育て

を切れ目なく応援します♪

開成町母子健康包括支援センター

ひだまり



ほっとできる、あたたかく見守るような支援を行います。  
気になることがあるときや困ったときは、ご相談ください。

例えば…

- ❖ はじめての妊娠で不安…。つわりもひどい…。栄養面が心配です。
- ❖ 赤ちゃんが泣き止まなくて、私も泣きたくなってきた。どうしたらいいの？
- ❖ イヤイヤ期が激しくて、イライラする。誰か話を聞いて！
- ❖ ママたちが集まれる場所を教えて？



事業内容 妊娠期からの健康に関すること

育児不安や子育てに関する相談や情報提供

相談は保健師・管理栄養士等 専門スタッフが行います

場 所 開成町延沢 773 保健センター内(町民センター1 階)

時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土日祝日を除く)

去 電話・家庭訪問・面談・メール

TEL 0465-84-0327



## 開成町手数料徴収条例の改正について

「神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例」（平成 28 年 12 月 27 日改正、平成 29 年 10 月 1 日施行）の公布に伴い、開成町手数料徴収条例の一部を改正するものです。

### 1 手数料の見直しについて

神奈川県から事務移譲を受けている屋外広告物の許可事務について、神奈川県屋外広告物条例（以下、「県条例」という。）の改正に伴い、県条例に基づき定めている開成町手数料徴収条例第 2 条第 10 号（屋外広告物許可申請手数料）を、県条例との整合を図るために改正するものです。

### 2 県条例・施行規則の改正の概要

- ① 壁面利用広告物の面積基準の緩和
- ② 壁面利用広告物の高さ基準の緩和
- ③ 安全点検の義務化
- ④ 手数料と許可期間の改正
- ⑤ 処分基準の設定

詳しい内容については、別紙 神奈川県の周知チラシをご参照下さい。

なお、今回（開成町手数料徴収条例）の改正に該当するのは、④の手数料の部分です。

### 3 条例改正のスケジュール

平成 29 年 5 月 19 日 議会全員協議会にて説明

平成 29 年 6 月 9 日 課長会議にて説明

平成 29 年 6 月 16 日 開成町議会 6 月定例会議に（平成 29 年 10 月 1 日施行予定にて）上程

参考 開成町手数料徴収条例の屋外広告物許可申請手数料に係る抜粋

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づいて、その事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

| 種類                          |  | 金額                                                                                        |
|-----------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (10) 屋外広告物許可申請手数料           |  |                                                                                           |
| ア はり紙                       |  | 100枚につき500円。<br>ただし、はり紙の枚数が、100枚未満であるとき又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、100枚として計算する。 |
| イ はり札及び電柱又は街灯柱を利用するもの       |  | 1枚につき50円                                                                                  |
| ウ 電車、自動車等の外面を利用するもの         |  | 1台につき500円                                                                                 |
| エ 広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板 |  |                                                                                           |
| (ア) 照明装置のないもの               |  | 1基につき1,500円（広告等に使<br>用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額）   |
| (イ) 照明装置のあるもの               |  | 1基につき2,400円（広告等に使<br>用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額）   |
| オ アーチ                       |  |                                                                                           |
| (ア) 照明装置のないもの               |  | 1基につき6,000円                                                                               |
| (イ) 照明装置のあるもの               |  | 1基につき9,000円                                                                               |
| カ アドバルーン                    |  |                                                                                           |
| (ア) 照明装置のないもの               |  | 1個につき1,000円                                                                               |
| (イ) 照明装置のあるもの               |  | 1個につき1,500円                                                                               |
| キ 立看板                       |  | 1基につき100円                                                                                 |
| ク のぼり旗                      |  | 1本につき100円                                                                                 |
| ケ 広告幕                       |  | 1張につき200円                                                                                 |
| コ 標識柱を利用するもの                |  | 1枚につき50円                                                                                  |

# 屋外広告物条例・施行規則が変わります

## 1 壁面利用広告物の面積基準

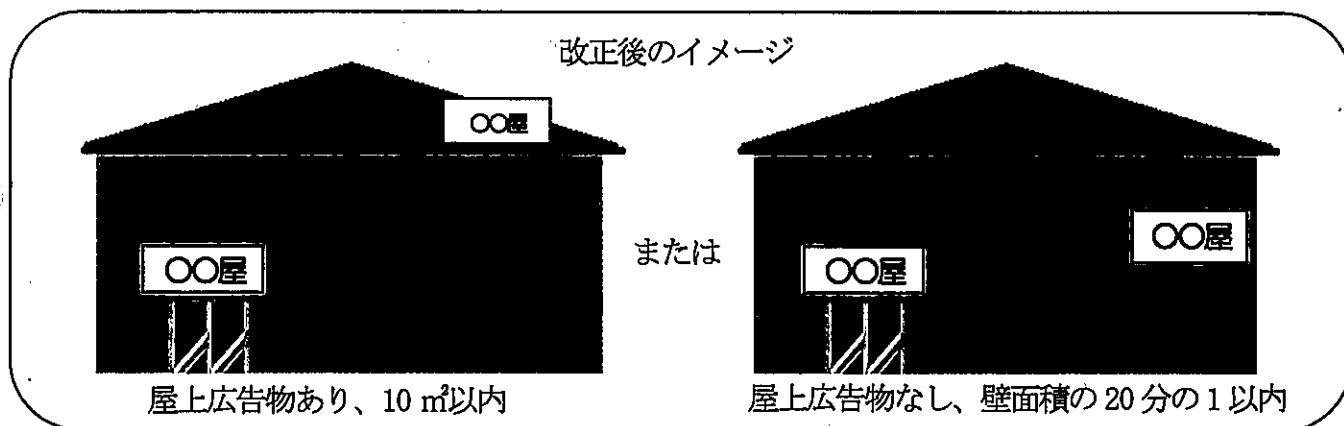
◎面積基準の緩和（改正箇所は下線部分）

### 住居系許可地域

従来の許可面積（一壁面  $10 \text{ m}^2$  以内） または 壁面の面積の 20 分の 1 以内

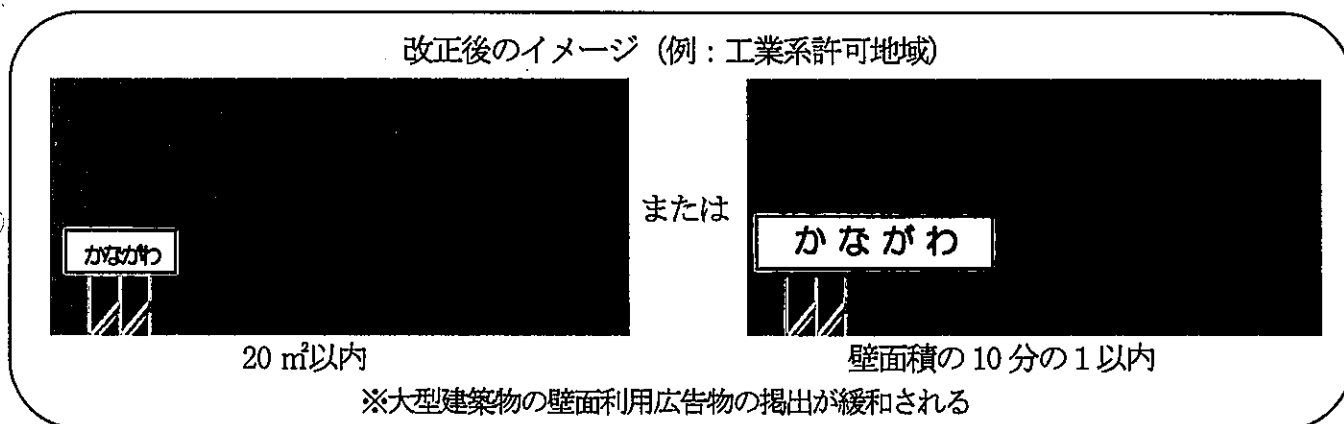
ただし  $10 \text{ m}^2$  を超える場合は、屋上広告物の設置不可

※広告物の表示面積の合計は  $47 \text{ m}^2$  以内



### 工業系・沿道系・商業系許可地域

従来の許可面積（工業系  $20 \text{ m}^2$ ・沿道系及び商業系  $30 \text{ m}^2$ ） または 壁面の面積の 10 分の 1 以内



## 2 壁面利用広告物の高さ基準

◎箱文字または切文字による表示（全ての許可地域）

建物等の名称及びマークの表示は高さ基準を適用しません

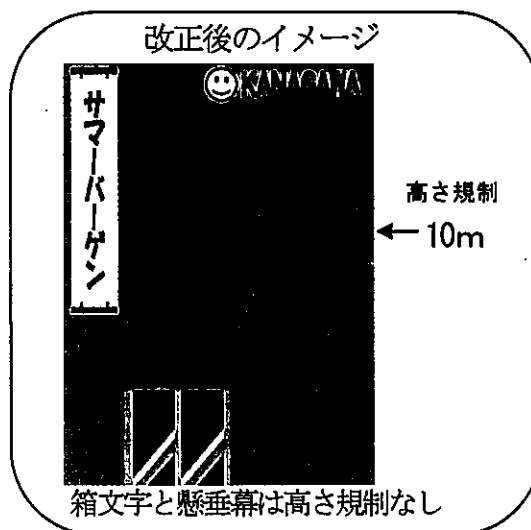
（名称とマークは 1 つずつ可）

◎懸垂幕（工業系・沿道系・商業系許可地域）

建築物の壁面に懸垂装置を設置し掲出するものは高さ基準を適用しません

◎窓下基準の廃止（全ての許可地域）

2 階・3 階窓下以下の規定がありましたが廃止します



### 3 安全点検の義務化

◎継続申請時には安全点検が義務付けられました

- ・継続許可を受ける場合は、点検報告書の提出が必要です
- ・点検報告書には、点検時の写真等の添付が必要です
- ・一部の広告物は、有資格者による点検が必要です

### 4 手数料と許可期間の改正

◎一部の区分・手数料・許可期間を改正

改正一覧 (改正箇所は下線部分)

| 区 分                               |                       | 手数料                              | 許可期間の上限                   |                  |
|-----------------------------------|-----------------------|----------------------------------|---------------------------|------------------|
| 貼り紙 (100 枚ごと ⇒ <u>50 枚ごと</u> )    |                       | 500 円                            | 1 月                       |                  |
| 貼り札                               |                       | 50 円 ⇒ <u>300 円</u>              | 1 年                       |                  |
| <u>建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの ※</u> | <u>照明なし</u>           | <u>1500 円</u><br>( <u>5㎡ごと</u> ) | <u>1 年</u>                |                  |
|                                   | <u>照明あり</u>           | <u>2400 円</u><br>( <u>5㎡ごと</u> ) | <u>1 年</u>                |                  |
| 電柱又は街灯柱を利用するもの                    |                       | 50 円 ⇒ <u>300 円</u>              | 1 年 ⇒ <u>3 年</u>          |                  |
| 電車・自動車等の外面を利用するもの                 |                       | 500 円 ⇒ <u>800 円</u>             | 1 年                       |                  |
| 立看板                               |                       | 100 円 ⇒ <u>300 円</u>             | 1 月 ⇒ <u>3 月</u>          |                  |
| のぼり旗                              |                       | 100 円 ⇒ <u>300 円</u>             | 1 月 ⇒ <u>3 月</u>          |                  |
| 広告幕                               | <u>表示面が固定されていないもの</u> |                                  | 200 円 ⇒ <u>300 円</u>      | 1 月 ⇒ <u>3 月</u> |
|                                   | <u>表示面が固定されているもの</u>  | <u>照明なし</u>                      | 1500 円<br>( <u>5㎡ごと</u> ) | 3 年              |
|                                   |                       | <u>照明あり</u>                      | 2400 円<br>( <u>5㎡ごと</u> ) | 3 年              |
| 標識柱を利用するもの                        |                       | 50 円 ⇒ <u>300 円</u>              | 1 年 ⇒ <u>3 年</u>          |                  |

※建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するものは、許可期間中の内容変更許可不要

### 5 処分基準の設定

◎違反屋外広告業者に対する処分基準を設定

くわしくは…

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課 景観まちづくりグループ 電話 045-210-6209  
または各申請窓口にお尋ねください。

平成 29 年 5 月 31 日

小田原記者クラブ 加盟各社 様

開成町農業委員会事務局

## 公開情報に係る技術的欠陥事案の発生について

標記について、次のとおりインターネット上で技術的欠陥のある情報を掲載した事案が発生しましたので公表いたします。

本委員会といたしましては、このことを深刻に受け止め、今回の事案に関係する方及び今回の事案についてご心配をおかけした皆さま方に対し、深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことが起こらないよう、情報の取扱いについては、万全の態勢で保護と管理の徹底を図ってまいります。

### 1 判明日時

平成 29 年 5 月 29 日 (月) 9 時ごろ

### 2 判明経過

ホームページを閲覧した住民からの情報提供

### 3 対象となる情報

平成 27 年 4 月から平成 29 年 1 月までの農業委員会総会議事録に記載された農地転用許可申請の譲渡人及び譲受人の氏名等

※ これらは町役場掲示場において告示等により公開されている情報ではあるが、インターネット上での拡散に対する配慮として町ホームページで公開するに当たりマスキングしているもの。

### 4 原因と事象

ホームページ公開用議事録の情報のマスキング処理が不完全であったため、議事録ファイルに特定の加工を行うとマスキング処理が外れてしまうことが判明した。

### 5 件数

194 件 (各月ごとの集計)

### 6 対応

- 関係者には謝罪及び事情説明を行います。
- 町各機関では、町公式ホームページにおいて同様の事案がないか調査を実施します。

以上

問合せ先

開成町農業委員会事務局

事務局長 遠藤 書記 田代

TEL 0465-84-0317 (直通)

## 一部で黒塗り外れる

### HP公開の情報 開成町

開成町(府川裕一町 電話があった。

長)は31日、町ホームページ上で公開している町農業委員会関連の情報の一部に、技術的欠陥が生じていたことを明らかにした。PDフファイルに特定の加工をすると、本来は個人名などに施されている黒塗りが外れてしまうという。

農業委事務局によると、欠陥が見つかった情報は、農地転用許可申請の譲渡人、譲受人の氏名や土地の地番など。農業委総会議事録に記載された情報のうち、2015年4月から17年1月までの分。ホームページを見た住民から、29日に指摘の

理をした箇所数は計282、個人名などの情報は計194件。  
町は関係者におわびするとともに、事情を詳しく説明している。同時に、町ホームページ上で公開している他

の情報で、同じ現象があるかどうかを調べ、再発防止に向け、情報の取り扱いには万全の態勢で臨み、保護と管理の徹底を図るという。

1429.6.1 神静民報

## 黒塗りが不完全

### 議事録HP公開

開成町、指摘受け停止

開成町は31日、町ホームページで公開した農業委員会総会議事録で、個人名などの情報を黒塗りする処理が不完全だったため、平易な方法で閲覧できる状態だったと発表した。29日に住民から指摘があり、議事録の公開を停止した。今後、公開方法を見直すという。

議事録では、農地転用許可申請の譲渡人と譲り受け人の氏名、法人名、関連する地番の計194件の黒塗りが不完全だった。この氏名などは、町役場掲示場での告示では公開されるが、町はインターネットで拡散される可能性を考慮し、黒塗りしたという。

1429.6.1 朝日新聞

平成 29 年度「子ども居場所づくり推進事業」実施要領

1 目 的

夏季休業中の子どもたちの居場所づくり、親子での触れ合いの場を提供するため、平日の午前中において開成小学校運動場を開放するとともに、訪れた子どもたち等の安全の確保等を行うため、安全管理員 2 名を配置する。

2 開放場所 開成小学校運動場（開成町延沢 6 2 5）

3 開放期間 平成 2 9 年 7 月 2 4 日（月）～ 8 月 3 1 日（木）うち 2 7 日間  
及び時間 平日：午前 9 時～ 1 2 時（3 時間）※全校登校日除く

4 対 象 者 開成町立園学校の園児・児童・生徒及び保護者等

5 人員把握 利用者自ら受付名簿に記載する（安全管理員が管理）

6 利用者負担 なし

7 周知方法 ・開成町立園学校の園児・児童・生徒にチラシを配布  
・おしらせ版による周知

8 管理体制 公益社団法人 開成町シルバー人材センターへの委託  
【門扉開閉、安全管理、利用者の把握】

9 そ の 他 雨天時は開放を中止とする。

## 夏休みに運動場を開放します

平成29年6月9日(金)  
課長会議資料  
教育委員会 教育総務課

# 開成小学校運動場

田舎モダン



開成町  
kaisei town



暑さを吹き飛ばし、思いっきり遊ぼう！

今年の夏休み期間中の午前中、開成小学校の運動場を開放します。  
ボール遊びなど親子でのふれあいの場として利用いただけます。  
子どもたちだけでもOKです。



【日 時】平成29年7月24日(月)～8月31日(木)の平日の午前中  
朝9時～12時まで(3時間) ※雨天、荒天時は中止します。

【場 所】開成小学校運動場(徒歩または自転車でお越しください)

【対 象】開成町内の園児・児童・生徒及び保護者 等

※大人の利用は子どもと遊ぶ場合に限りです。

【その他】○利用する際には、保険に加入するため利用者名簿に名前などを記入  
していただきます。

○安全管理員の指示に従ってください。

○他の人に危険がおよぶような使い方はできません。

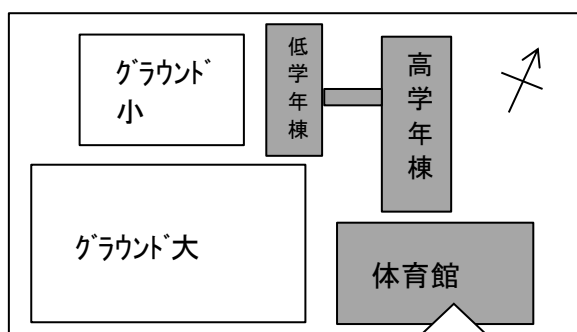
○野球やサッカーは試合をするなど、広範囲の占用はできません。

○親子等での自転車乗り方練習もできます。

○駐車場は用意していません。

○ペットは入ることはできません。

○熱中症予防のため、帽子をかぶり、飲み物を用意してください。



入口は、  
体育館下の  
ピロティのみです

| 2017年 7月 |    |    |    |    |    |    | 2017年 8月 |    |    |    |    |    |    |
|----------|----|----|----|----|----|----|----------|----|----|----|----|----|----|
| 日        | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日        | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| 25       | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1  | 30       | 31 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 2        | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 6        | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 9        | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 13       | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 16       | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 20       | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 23       | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 27       | 28 | 29 | 30 | 31 | 1  | 2  |
| 30       | 31 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |          |    |    |    |    |    |    |

☐ が  
開放する日です。

問い合わせ: 0465-82-5221

(開成町教育委員会 教育総務課／平日8:30～17:00)